

保土ヶ谷区内の保育園・幼稚園の先生がたへ

保土ヶ谷区医師会保育園医部会
TEL 045-335-6333 FAX 045-341-7890

平素は大変お世話になっております。

12月初旬に、こども青少年局保育・教育運営課長と、保育・教育人材課長より、保育園幼稚園の保護者の皆様あてに、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係わる対応のご協力について」という通知があり、園から配布していただいたと思いますが、その中の、〈園児が登園を避ける基準〉というところに、一部誤解を招く表現があり、小児科の診療に混乱をきたす恐れがあると思われましたので、皆さまのご理解をいただきたく、ご連絡申し上げます。

- 呼吸器症状等が感染性のものとないと医師が判断し、登園が可能とされた場合はその判断に従って対応

とありますが、これは、厚生労働省からの通達である、

72 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて第七報（令和2年9月15日現在）（令和2年9月15日）

問7-1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものとないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配はある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

を参考にして作成したように思われます。

ただ、厚生労働省の通達には、「呼吸器症状等が感染性のものとないと医師が判断した」とは書いておらず、「呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものとないと医師が判断した」と書いてあります。もちろん小児に発熱や呼吸器症状があったらコロナウイルスの検査をするようにという意味でもありません。

熱の有無にかかわらず普通のかぜの多くは、感染性であることは、ご承知のとおりですが、厚生労働省も横浜市も「新型コロナウイルス感染症」を心配しているのであって、この通知の目的もそうだと思います。従って、横浜市の通知には、「感染性のものではない」と書かれていますが、「新型コロナウイルスの感染を疑わせるものではない」というような意味と捉えていただき、柔軟に解釈していただけますと幸いです。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。